

答 申 第 249 号

令和8年3月31日

神 戸 市 長

久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和7年8月28日付神行総第534号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「受動喫煙の防止等に関する条例」にかかる相談・通報等の対応記録の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が「健康増進法及び兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」にかかる相談・通報等の対応記録」の一部を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年8月2日受付で以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

[公開を請求する公文書の内容]（本件審査請求に係る部分のみ抜粋）

①（健康局所管分）

健康増進法及び兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」にかかる相談・通報等の対応記録（令和6年6月28日以降）

②（環境局所管分）

タバコ（喫煙、喫煙所、受動喫煙、ポイ捨て等）に関する意見や問い合わせ・取材、市の回答が分かる文書（回答のあるものに限らない。令和6年6月28日以降）

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、令和6年8月16日、本件請求のうち、健康局所管分として「健康増進法及び兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」にかかる相談・通報等の対応記録（令和6年6月28日以降）」（以下「本件公文書1」という。）を特定し、そのうち個人の氏名・連絡先を条例第10条第1号アに該当するとして、また、法人及び個人事業主の名称・住所・連絡先を条例第10条第2号アに該当するとして非公開とし、環境局所管分として「たばこに関する市民等からの問い合わせ記録」（以下「本件公文書2」という。）を特定し、そのうち特定個人の氏名、所属、住所、電話番号、メールアドレス、写真、診断書を条例第10条第1号アに該当するとして、また、苦情申立を行っている法人の名称、担当者名、住所、電話番号、メールアドレス、地図、苦情申立を受けている法人の名称、担当者名、電話番号、建物名を条例第10条第2号アに該当するとして非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) これに対し、請求人は、令和6年11月25日受付で、本件処分のうち、健康局所管分について、「本件公文書1のうち、整理番号2865の施設名称欄・内容（詳細）欄の2高校の名称及び整理番号2877の内容（詳細）欄の小学校の名称」（以下「非公開情報1」という。）の公開を、環境局所管分について、「本件公文書2のうち、1頁めの7.具体的な住所欄・10.内容欄及び2頁め」（以下「非公開情報2」という。）の公開を求める審査請求を行った。

- (4) 処分庁は、令和6年12月11日、本件処分のうち健康局所管分の一部（非公開情報1のうち、整理番号2865の施設名称欄・内容（詳細）欄の1高校の名称及び整理番号2877の内容（詳細）欄の小学校の名称を非公開とした部分）について取り消すとともに、当該部分について公開とする再決定を行った。
- (5) 処分庁は、令和7年1月9日、本件処分のうち環境局所管分の一部（非公開情報2を非公開とした部分）について取り消すとともに、当該部分について公開とする再決定を行った。

3 請求人の主張

令和6年11月25日受付の審査請求書、令和7年1月24日及び2月26日受付の稟論書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 条例第10条第2号に規定する法人情報に該当しない。健康局所管分につき、公立学校であるため。環境局所管分につき、苦情申立は道路上における喫煙に対するものであり、当該法人が当該道路を管理するものでないことからすると当該法人が苦情申立を受けているという事実はないため。
- (2) 健康局所管の弁明書のうち、「2高校のうち1高校については、私立学校であり」については不知。
- (3) 私立学校であるかについてはインカメラ審理で判断されるべきことである。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和7年1月10日受付の弁明書、令和7年10月20日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件処分の理由（健康局所管分）

条例第10条の「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」との規定に則り、処分庁において、公開請求のあった文書を特定のうえ、条例第10条第1号ア及び同条第2号アに該当する部分を除き、公開決定を行ったものである。

本件公文書1に記載の、整理番号2865の2高校のうち1高校、及び整理番号2877の小学校の名称については、公文書公開決定通知書（令和6年8月16日付け神健保保第1752号）において、非公開とする決定を行っていた。しかしながら、請求人からの指摘を受けたことにより、非公開部分の誤りを認識したため、非公開部分について、条例第13条第1項に基づき、公開の決定を行った（神健保保第3055号-2）。

本件公文書1に記載の、整理番号2865の2高校のうち1高校については、私立学校であり、条例第10条第2号に該当するため、本件処分は正当である。

(2) 本件処分の理由（環境局所管分）

請求対象のたばこに関する市民等からの問い合わせについては、たばこの喫煙についての個人からの苦情申立に関する処分庁の対応記録である。特定の法人が識別される情報であり、公開すれば当該法人の社会的評価が低下する恐れがあるため非公開とした。この情報は条例第 10 条第 2 号アで定める「公にすることにより、当該法人等…の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するため、本件処分を行った。

しかしながら、公開が可能であると思料される部分が存在しており、令和 7 年 1 月 9 日付け神環事第 959 号- 2 で当該部分について公開とする。

(3) 反論に対する再弁明（健康局所管分）

反論書について、否認する。本件公文書 1 に記載の、整理番号 2865 の 2 高校のうち 1 高校について私立学校であることを証明するためには、記録の非公開部分を公開するほかないが、当該非公開部分については条例第 10 条第 2 号に該当することから正当な処分を行ったものであり、公開は認めない。

5 審査会の判断

(1) 本件の争点について

上記 2 (4) (5) のとおり、処分庁は本件処分のうち非公開情報 1 の一部及び非公開情報 2 を非公開とした部分について取り消すとともに、当該部分について公開とする再決定を行った。これにより、請求人が本件審査請求で公開を求めている情報のうち、本件処分により非公開が継続されている部分は、健康局所管分の「本件公文書 1 のうち、整理番号 2865 の施設名称欄・内容（詳細）欄の 1 高校の名称」（以下「本件対象部分」という。）である。

処分庁は、本件対象部分は、私立学校の名称であり、公にすることにより法人等の正当な事業活動への支障につながるおそれがあるため、条例第 10 条第 2 号に該当するとして非公開とする本件処分を行った。

これに対し請求人は、私立学校か否かについてはインカメラ審理で判断されるべきことであると主張する。

したがって、本件における争点は、本件対象部分の条例第 10 条第 2 号アの該当性である。

以下、検討する。

(2) 条例第 10 条第 2 号アの該当性について

条例第 10 条第 2 号アは、「法人その他の団体（国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」について、公開しないことができる旨規定している。

ここにいう「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、

法人等又は事業を営む個人の取引先に関する情報や財務経理に関する情報など、公正な競争上の利益が損なわれると認められる情報や、必ずしも競争上の概念で捉えられない性格の情報であって、公にすることによって法人等又は事業を営む個人の社会的評価や名誉、社会活動の自由等が損なわれる情報が該当する。

本件公文書1は、市民等から市に寄せられた受動喫煙に関する被害の通報や相談及びその対応について記録した文書である。審査会が本件公文書1を見分したところ、本件対象部分には、私立学校の名称が書かれていることが確認できた。また、その通報内容は、当該学校の駐車場で喫煙はなくなったが、隣の学校所有地と思われる場所で喫煙が行われているというものであった。

受動喫煙に関する通報の対象となっていることが明らかになれば、通報内容の真偽の如何にかかわらず、当該学校又は学校法人が受動喫煙防止対策を怠っているかのような印象を与え、当該学校又は学校法人の社会的評価、名誉、事業活動の自由等が損なわれるおそれがある。

したがって、本件公文書1において処分庁が非公開とした本件対象部分は、公にすることにより、当該学校又は学校法人のその他正当な利益を害すると認められるため、条例第10条第2号アに該当し、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和6年11月25日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和6年12月6日	—	* 処分庁から上申書を受理
令和6年12月25日	—	* 処分庁から上申書を受理
令和7年1月10日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和7年1月24日	—	* 請求人から反論書を受理
令和7年2月6日	—	* 処分庁から弁明書を受理

令和7年2月26日	—	* 請求人から反論書を受理
令和7年3月18日	—	* 処分庁から上申書を受理
令和7年10月20日	第383回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和7年12月25日	第385回審査会	* 審議
令和8年3月24日	第388回審査会	* 審議